

## 仕様書

### 1 事業名 「旭川市子育てガイドブック」2023～2025 年度版協働発行业業

### 2 事業概要

妊娠や子育てに係る各種手当や制度，保育所・幼稚園等の子育てに関する情報をまとめた「旭川市子育てガイドブック」（以下「ガイドブック」という。）を，企業等の広告（以下「広告」という。）を活用して，旭川市（以下「市」という。）が民間事業者等（以下「事業者」という。）と協働で発行する。

### 3 概要等

規格	A4 判（縦 296 mm×横 210 mm）※中綴じ又は無線綴じ，横書き，左開き
紙質	表紙 マットコート紙 135 kg 又は同質以上 本文 上質紙 70 kg 又は同質以上
ページ数	本文 60～68 ページ程度，表紙まわり 4 ページ
色	4C（フルカラー）
製本	中綴じ又は無線綴じ
発行部数	12,000 部を旭川市へ納品すること。
発行頻度	各年 1 回発行
発行日	各年 6 月末予定
構成	妊娠及び子育て関連情報等 概ね 70% 企業等から募った広告 概ね 30% ※本文（広告・特集記事を除く。）の情報は，基本的に前年度のガイドブックの内容に加除・修正を行うものとする。
配付期間	各年 7 月～翌年 6 月
配付方法	母子健康手帳配布時，市役所・支所・公民館等の窓口に設置等
内容	① 子ども・子育てに関する特集 ② 旭川市内における子育て関連情報（相談窓口，子育てサロン，育児サークル，保育所・幼稚園等，公民館，医療機関，公園等のエリア情報） ③ 子育てに関わる行政サポート情報 ④ 企業広告
納品日	各年 6 月末予定 ※50 冊ずつの梱包とする。
発行元	旭川市 子育て支援部 子育て支援課

#### 4 編集等の条件

- (1) 市は、事業者が電子データ及び手書き原稿でガイドブックの制作に必要な本文情報（広告を除く。）を提供する。
- (2) 事業者は、ガイドブックの企画・編集、印刷・製本及び広告主への配付を行うものとし、その際、市と十分協議し承認を得なければならない。
- (3) 特集ページについては、市は内容や画像を事業者へ提供し、事業者は提供されたものをもとにデザインしてページを編集すること。
- (4) 校正は文字校正を2回、色校正（簡易校正も可）を1回とする。
- (5) 出来上がったガイドブックは、データ化等してWeb上に配信できるようにすること。

#### 5 作成経費

ガイドブックの企画・編集、印刷・製本及び広告主への配付など、ガイドブックの発行に要する全ての費用は、事業者が集める広告収入等により全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しない。

#### 6 広告

- (1) 事業者は、ガイドブックの誌面に広告を掲載できるものとし、その広告の掲載により得られる収入は、事業者に帰属するものとする。
- (2) 広告主の募集・広告制作は事業者が行う。
- (3) 誌面へ掲載する広告の内容等については、「旭川市子育てガイドブック広告掲載要綱」の規定を遵守しなければならない。市は、広告掲載前に審査を行うものとする。
- (4) 市は、広告内容の修正又は広告主の変更を求めることができる。この場合において、審査の結果生じた作業に要する経費は事業者の負担とする。

#### 7 その他

- (1) ガイドブックの発行等に係る成果物の著作権（広告を除く。）は、全て市に帰属し、事業者が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、市の許可を得るものとする。ただし、ガイドブックに含まれる著作権のうち、事業者が従前から有していたものについてはこの限りでは無く、事業者または当該第三者に留保するものとし、市が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、事業主の許可を得るものとする。
- (2) 責任分担及び問合せ等の対応
  - ア 本文情報（広告を除く。）についての責任は市が負うこととし、問合せ等があれば市が対応することとする。
  - イ 本文情報（広告を除く。）以外については、事業者が責任を負い、問合せ等があれば事業者が対応することとする。
- (3) 委託等の禁止
  - ア 事業者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
  - イ 事業者は、市が仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせ

てはならない。

ウ 事業者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ市の承諾を得なければならない。

(4) 市又は事業者の都合により仕様を変更する必要があるときは、双方協議の上、仕様を変更することができる。